

佛教の戦争観

伊藤 述史

一

戦争は總ての破壊であり、惨忍であり、特に多數の人命を傷失せしめるので、總ての宗教は之れを非難している。特に佛教では佛教徒の守るべき五戒の第一に不殺生が擧げられている。戦争は不殺生戒の大々の破戒であるから、この點からみれば佛教徒は當然戦争には反対であるべきである。

所で人類の歴史始まって以來、戦争は絶間なく起っている。所謂文化とか文明の進歩は何等この大勢を變更せしめるものでない。否、惨忍、人命死傷という點では、文明の進展と共に大規模になっている。

で、殺生戒をもとにして佛教徒は戦争絶対反対だと主張し續けても一向に効果はなかった。そこで起きてくる

問題は、(一)戦争反対、恆久平和は佛教徒の目指す目標であり、常に努力すべきことである。しかしそれは「カント」の言っているように一種の「ボスチラート」だと考えられるべきものか否か、(二)人類の生活歴史はこの目標を裏切っているという現實の前に佛教徒はこの目標理想の實際適用にあたって、絶対から相對の考え方への移行が許されないものだろうか等の點についてである。そこで不殺生戒はそれとして、佛教全體からみた戦争という命題が出てくる。

二

佛教聖典の中には戦争に関する記事が多く出てくる。これは釋尊の在世時にも戦争があったのだから之れに言及されたのは自然である。而して經典の數千もの中から

戦争に關する記事を摘出して、比較研究することが出来れば、それが一番確實な且つ良い方法である。この方法によって佛教のもつ戦争觀というようなものが明瞭になる。

所が實際上幾千の經典にあたって検討するということとは非常に難事で、一人では出来ない仕事である。そこで理證の方法によることになる。佛教の根本教理から出發して、その觀點から戦争という事實を検討判断するというやり方である。

例えば、諸行無常、因縁所生、無自性と云った佛教根本教理からみて、(一)戦争は人間生活の一環として現われる苦であり、(二)それ自體獨立の存在ではない、(三)従って苦—無明を取り去ることによって戦争もなくなり得るといった様な論議が成立たない譯でもない。

又佛教經典に説いてある轉輪聖王(又は金輪聖王)即佛教の考える理想的王者、國王の姿から出發して、戦争に論及することも出来る。佛教からみて政治の理想を表現しているのが轉輪聖王であるからこの聖王の理論から戦争についての立論は可能である。がそんな理論に迄行かなくとも、普通轉輪聖王の七寶として數えられている

ものの中には軍兵もいる(金輪寶、白象寶、紺馬寶、神珠寶、玉女寶、居士寶、反主兵寶、所から、軍兵の行使即ち戦争も金輪聖王の權能の一つであるとして戦争是認の立場が出てくる。⁽¹⁾)

而して之等の理證方法は適用範圍が非常に廣範になり得る、と同時に注意を要する論法でもある。それは第一、出發點とする佛教の根本教理の解釋という點に於て、廣範圍な選擇の可能性が存在するということである。佛教に多數の宗派が存在するという事實は正に之れを現實に證明するものである。蓋し釋尊の教理は深遠廣大なもので、その解釋には種々の可能性を許す性質のものである。第二、假りに根本教理についての解釋に一定の型相が見出されたとしても、それから人間の現實生活現象への移行という經路、過程に於て適用者又は解釋者の主觀を入れる餘地が非常に大である結果、種々の異なった議論が成立する可能性がある。それで結果に於ては、不殺生とは正反對になる様な議論も可能になってくる。第三、之等の論理上の可能性があるとすれば、佛教徒は斯かる場合には常に釋尊の教理は極端を避け中道であるという根本精神を忘れないという心掛がなければなら

(3) 佛教の戦争観

らないのが往々忘れ勝ちであり、往々論者の都合の良い様な結論を導き出すことになる。⁽²⁾

要するにこの論法は目的は手段を正當化するという類のものになる恐れがある。これ等の理由で困難ではあるが出来れば文證によって佛教と戦争という研究をした方がより適切であると思考せられる。

三

佛教典には王法についての話が相當の量存在している。否それが主題となつてゐる經さえあることは茲に例を引用するまでもなく、周知のことである。その内には自然戦争について觸れているものが多い。之等を一々集めることも重要であるが、仲々手間がかかる。それで茲では文證として、多數佛教典の中で戦争について最も明瞭に而も長文の存する「大薩遮尼乾子所說經」を引用することとしたい。

この經典について詳細な検討をすることは本論文のなし得ない所で、そのための特殊の研究を必要とする。而し一般の通説に従つて最初期の大乗經典が大體「クシヤナ」王朝に成立したものととして、而もこの王朝時代の特

長として宗教上では融和雰圍氣が強かつたため大乘經典は種々の方面から思想的影響を蒙つたとして法華經をその例に挙げるとすれば、大薩遮尼乾子經は更にこの融和的傾向の進んだものであつて、法華經より以後に成立したものであることは明瞭だらう。従つてこの經典の確定的成立年代は西曆にすれば第一世紀より以後ということになると考えられる。

而し經典で語られてゐることは釋尊在世の事柄である。それで問題は、釋尊在世のこととして語られてゐる物語がどれ程數世紀を下つた當時の時相によつて彩色されてゐるかということであるが、之れは詳細な歴史研究の成果を待つてしか検討し得ないことで、茲にはこの點については言及しないこととして話を進める。

四

釋尊在世の印度は「アリア」人が「バンジャブ」地方から「ガンジス」の中流から下流迄發展の過程を経て、この流域には農業が榮え、手工業も興り、交易も盛んになつてゐた。それで都市が各地に成立し、そこには既に確立した四姓制度によつて、都市を中心とする政治團體

——國家——が存在していた。「コーサラ」「マガダ」「アヴァンティ」及「ヴァーサ」の四國がその内で最も有力なものであった。そして之等の國家は國王によって統治されていた。思想界は當時非常に自由であり、隨つて活潑な狀況を呈し、各種の思想が各々その説を主張していたことは佛典の中にもその一端が現われている。百家争鳴と云つた具合は丁度時代を略同じくする支那の戰國時代の様であつた。

その諸思想中の有力なものに「ジャイナ」教がある。その祖師「マハヴーラ」と尊稱せられた「ニガンタ、ナータプッタ」の子に大薩遮尼乾子がある。この人は「ジャイナ」教徒であるが、その所説は正義公道に合し些の誤過なしと釋尊が證明され、而も成佛の記(證明)を授けられたのである。だからそれが佛説となつたのである。之れが大薩遮尼乾子所説經である。

この經典の説く所によると釋尊は多くの弟子と共に前記「アヴァンティ」國へ行脚され、その首都「鬱延城」で國王の園内に留錫され説法の筈を開かれていた。偶々大薩遮も亦弟子と共に行脚して首都の城下へ近づかれた。この國の國王は嚴熾王と稱し「ジャイナ」教の歸依

者であつたので、彼を途中に出迎え宮中に伴い來つて厚く供養した。大薩遮は釋尊の高徳と識見とを讚美し、釋尊が城下の園内で説法されて居られたので國王も釋尊に拜謁し教を聞くが良いといつて國王及びその高官と共に釋尊の前に詣でた。そこで釋尊の方は文殊、舍利弗、目連等の尊者、他方嚴熾王、大薩遮等という一大座が開展された。そこで大薩遮が嚴熾王の間に對する答の中で政治及び戰爭に關する所信を批歴した。釋尊はその所説が間違いないと證明されたのである。この部分は「王論品」として經の後半にある。

以下王論品第五之三によつて大薩遮所説を分析する。

五

王の質問は二つの場合を假定する。一は國內に叛亂の起つた場合、二は外國からの侵略の場合、即ち反逆者が軍隊を以て國王と争わんとする。及び外國王が軍隊を以て侵奪せんとする。斯かる場合には鬪戦をなすべきかといふのである。之れに對し大薩遮は先ず國王は熟思深慮すべきことが肝要である、として、その熟慮すべき點と、その上、採るべき措置を述べている。斯かる危機存亡の

(5) 佛教の戦争観

場合に當つては三階段に分けて各階段に適應する措置を講ずべきである。危機の初期、中期及末期がそれである。危機の初期においては三種の思惟措置を講ずべきである。(一)には反逆者又は外國王は戦争を挑んでいるが、戦争をすれば雙方に損害があるが益はないのだと考えて和解の方法を講ずる。それには反逆者又は外國王の親友、信賴する者又は高德者を仲介とすべきである。その(二)には若し敵が勝利を信じて、この方法の和解に應じない場合には、彼の願望している要求物を與えて戦争を阻止せしめる。(三)には王は各般の手段によってその軍力を増強し難攻不落の體制を示し敵に恐怖心を起こさして戦争に至らざらしめる。これが危機の初期において採るべき措置と工夫である。

中期即ち以上の仲裁者、物求承認及び驚怖の三方法を使用しても敵の戦争意欲を停止することが不可能である場合。その時は危機の中期だが、この時期においても亦三工夫と措置を講ずることが肝要である。第一には敵は無謀に人民を殺害せんとしているが王自身は決してその様に人民を傷殺せしめない。人民を擁護するという慈悲心の上に立つことを決意する。第二には凡ゆる手段方法

を講じて反逆者を降伏せしめる様に努力する。第三には萬般の方法を講じて敵の行動の自由を喪失せしめ、戦争の出来ない様にする。この三工夫は佛教での慈悲心の實現である。

六

以上の様に工夫し、努力し、各般の措置を講じて和平解決を計り、戦争を回避すべくしても尙相手がこれに應ぜず、反亂を起し或は外國王が侵略をする場合にはその時は致し方なし、防禦戦をなすべきである。即ち殺生戒の極點である戦争をやつてよい。

而して、この場合の戦術迄大薩遮は述べている。西曆紀元前五世紀の印度であり且つ國家といつても未だ小團體であり、且つ兵器の發達も幼稚な時期であつたから、その戦術なるものもそれに相應したものである。當時の軍力は地上軍力で、それは象部隊、馬部隊、車部隊と歩兵隊との四部隊から編成せられていた。

戦法はこの四軍の配置から始まる。(イ)それには軍隊をその勇健な度合によつて上中下に區別する。(ロ)そして敵に對して戦術上最適當な配置を考える。(ハ)それは第一線

には上部の中以下の素質の軍隊を配置する。第二線には中部の軍隊を配する。(三)これ等第一、第二線の左右兩翼に上部の最勇軍隊を配置する。これで歩兵隊の弱部隊を擁護し恐怖心を起させない様にする。(四)國王は最優秀な軍隊を率いて陣中に立つ。

斯様な配軍準備を整えて戦闘開始の階段に入る。斯くすれば國王は戦勝を得ること確實である。その理由は五つある。(一)には、國王が如何に平和に努力したにも不拘戦争になったので國王の意思を軍兵はよく知っている。(二)には、國王の徳に畏れる。(三)には、斯かる國王に對しては自己を耻じる。(四)には、軍兵は銃後を心配しない。(五)には、國王の恩に報いんことを軍兵が願う様になり、勇敢に戦い不退轉で進軍するからである。

七

如何に努力し回避せんとしたとしても戦争になればそれは殺生戒を破ることになる。而し以上の様に思惟工夫して防禦戦を餘儀なくされた場合にはその破戒の罪輕微であつて懺悔で滅し得る程度のものである。その理由は國王がこの戦争に入るに先立って三種の大慈悲心 (Ma-

riti) を起したからである。元來人民をして宗教を敬せしめ、人民を擁護し、又危機存亡の秋には身命を捨て、又物財を顧みず、平和のために努力した國王はその仕事に對して無量福を得るのである。國家を護り人民を養育し内亂外寇に際しては和平解決策を講じ而して不得止應戦する様な國王は、福こそあれ罪は無い事を知るべしだとして、嚴熾王の質問に大薩遮は答えて戦争に關する問答を終っている。(漢譯全文別添の通り)

八

文證は以上の通りである。それから出る結論は自ら明瞭であるが、爲念再録すると、

第一、佛教では殺生戒があり、その極致とも言うべき戦争は罪である。

第二、而し外部から戦争を挑まれる様な場合はある。

その際には、あらゆる努力をして和平解決を計るべきで、ある程度の讓歩も辭してはならない。

第三、それでも挑戦國が和平に應じない場合には應戦すべきである。

第四、この應戦は破戒ではあるが、その罪輕微であ

(7) 佛教の戦争観

り、若し國王が國土防衛、人民擁護のために應戦したならば罪もなく否、福さえ受けるというのである。

右の經典から得た戦争観は大要敍上の様なものである。而し之れは單に佛教に限ったことでなく、他の多くの宗教々義にも之れと類似したものが⁽¹¹⁾ある。就中「キリスト」教の「正しい戦争」(Just War)論が之れに該當⁽¹²⁾する。之れは西曆第四世紀から第五世紀に亘って在世し「キリスト」教界に特殊且つ重要な地位を占めていた聖「アウグスチヌス」(354~430)が先ず提唱⁽¹³⁾され、以來教會學者間に議論されたが遂に第十三世紀に至って聖「トマ、ダキノス」⁽¹⁴⁾によって大成され、以來キリスト教界特に「カトリック」教會での定説となってきたものである。聖トマスは『戦争をすることは常に罪であるか』という質問を設け、それに對する答として『然らず、蓋し……』として三條件を擧げている。第一に王侯(君主)が之れを裁可し得ること(Auctoritas principis)、第二、正當な原因、理由(Justa Causa)があること——即ち敵當事者その者の過失で(Propter aliquam culpam)之れを撃つに値いすること、第三、戰鬥者に「正しい意思」(recta intentio)即ち善をすしめ惡をしりぞけるとい

精神をもつこと。この三條件の内第一は當時西歐封建社會の特別狀態から來たものに過ぎないので、第二の條件即ち Justa Causa「正當な事由」が最重要視され、以後、この正當な事由があるかないかによって戦争を「正しい戦争」(Just War)と然らざるものに分類するに至って近世にまで傳わつたのである。

この「正しい戦争」論は「カトリック」教會の學者によって精細に研究議論されたもので、⁽¹⁵⁾近世に入って國際法學の先驅者と稱せられる「スペイン」學派によって受け繼がれ、又「グロシウス」の國際法學は戦争論が大部分を占める位になつたのも之れの影響であり、之れが十九世紀の國際法學の實證主義者によって放棄された等の諸點は周知のことである。たゞ忘れてならないことは十九世紀から現在でも、この「正しい戦争論」は「カトリック」的傾向のある學者によって續行され、又主張されて居ること、⁽¹⁶⁾ソ連の國際法學者が「正しい戦争」という理論を展開している⁽¹⁷⁾ということである。

筆者は茲で「キリスト」教の展開した「正しい戦争」論を詳細に検討したり議論したりする考えはない。それは十九世紀間歐米の學者がやったことである。ただ一言

したいことは、第一、十九世紀に西歐の學者が主張し、學界の主流になった實證主義 (positivism) は外観恰も科學的であるかの様に考えられ勝ちであるが、國際法學が國際政治の現實に即したものと、國際政治上に一つの規準を與える様なものとなるには、價值判斷と言われてゐる、實證主義以外の何もかを考慮しなければならぬといふことである。この點からして、キリスト教會から發展した正しい戰爭理論は大いに検討の價値のあるといふことである。注意したい第二の點は、この正しい戰爭理論はその決定に主觀分子が入りやすく、客觀的決定に非常の困難を伴うといふことである。

それでこの點から考慮してみると我々佛教徒の遵守している佛敎典に表現されている戰爭觀の方が決定基準に客觀性が多く簡單であると信ずる。大薩遮尼乾子經の所説を現代語に翻譯してみると、佛敎の教義では、

- 第一、侵略戰爭 (War of aggression) は禁止する
- 第二、防衛戰爭 (War of defence) は認めぬ
- 第三、防衛戰爭における軍力行使 (平時からの軍備の存在を前提としてゐる) は罪惡としても大したものではない

といふことになる。

附言 本論文は中學の先輩今澤茲海氏の示唆によるもので、茲に謝意を表明する。

(1) 林屋友次郎、島影盟共著「佛敎の戰爭觀」(昭和十二年大東出版社) 第十九頁以下にこの種の見解が述べられてゐる。

(2) 前掲「佛敎の戰爭觀」はその一例。尤も此の書物は昭和十二年出版であり、その所説も隨つて當時の世界情勢をも考量して判斷すべきことは多言を俟たぬ。

(3) 中村元博士はこの經典は「大乘佛敎の遅き時代に成立したもの」(宮本正孝編、大乘佛敎の成立史的研究、第三八四頁)とされて年代は明記されていない。

但し同博士はその著「インド思想史」で「また法華經の容和的態度はさらに發展して「大薩遮尼乾子所説經」や「大般涅槃經」においては、佛敎以外の異端説にもその存在意義を認めるに至った」(第一二三頁)としていられる。かかる判斷は研究者の立場如何によつて異なるものであるが、例として挙げておく。

(4) 四國は Avanti, Kosala, Magadha, Vastu 等の名について簡單な記述は、戦後「インダ」の歴史家で編纂された。

An Advanced History of India, by R. C. Majumdar, H. C. Raychandhuri, & Kalikindar Datta, London 1950 第五章(五七頁以下) 参照。

また當時の思想界については中村元博士のインド思想史

(9) 佛教の戦争観

(岩波刊) 第三章に簡單だが要領よくまとめである。

(5) 大薩遮尼乾子とは、*Mana-Savya-Nigrantha* の梵漢
兩音併寫である。

(6) 「アヴンテー」國の首都鬱延城又は鬱閑延城又は軀遮
洲ともいう (*Ujjayini*) は現在では *Oujen* 市となつてい
る。

この都市のインド古代における重要性については *L'Inde Antique et la civilization Indienne*. 91 (*L'Evolution de l'Humanité*) を参考せられよ。

(7) 大薩遮尼乾子所説經 元魏菩提支譯十卷 (大薩遮尼乾
子受記經)

大正新修大藏經第九卷所載による。(梵文は未だ發見さ
れてない。)

本文の説明は既に

(一) 日生氏著「大藏經要義」第一卷に

(二) 前掲大乘佛教の成立史的研究に於て中村元博士の解説
がある。

而し兩解説とも簡單であつて、或は重要と思われる點に
まで觸れていられない感があるので重復とは思ひながら却
て再説する。

(7a) 茲には現在吾々の言う戦争 (*War*) 即ち二國家間の
武力争闘と内亂 (*Civil War*) 即ち一國家内における武力
争闘とを區別して考へて注意すべきである。

而して兩者の場合にも之れが武力を以て對抗することを
闘戰 (*Fight*) と云ふのである。これは佛教徒からすれば、

武力争闘即ち人間の死傷——殺生という點から見ればよい
のであるからであり、現在の様な戦争と内亂の區別などは
問題とはならないのである。

(8) 思惟 (*Chitana*) とはただ考へるとか熟考するとい
うのではなく、佛の大慈悲に照して良く思念すること、理
想抜きの政策的思慮ではない。

(9) 大藏經要義の著者日生氏は以下の五點に別な解釋をし
ていられる。曰く『猶部下には平素より精神教育を施し
て、次の如き軍人精神を鍛え上げてあるべきである。然ら
ば士軍は勇み競うて前進し、決して退却する如き事はな
い。』(要戰第一卷一八四—一八五頁)

かゝる見解は成立つかも知れないが、筆者の解釋の方が
自然であるように考へられる。

(10) 大正大藏經第九卷法華部全三三七ノ八頁
新修大藏經第九卷法華部全三三七ノ八頁
大薩遮尼乾子所説經卷第五
王論品第五三三ノ内

若其國內有逆賊主、具四種兵、與法行王鬪諍國土、及外國
王來相侵奪、欲與大鬪、集四部兵一切現前、行法王云何與
彼而共鬪戰、答曰、

大王、行法行王當、應思惟、於三時中、出三方便、入陣鬪
戰、何等三時、謂初入時中入時、後入時、大王當知「初欲
入時作方便者、行法行王、若見逆王、平時復作三種思惟、
一者思惟、此返逆王所有兵馬、間與我等、爲當勝我、若與
我等共鬪戰者、俱損無益、若其勝我、彼活戰死、如是念已、
應覓逆王所有親友及善知識、當令和解滅此鬪諍。二者行法

行王、見彼逆王與己平等反勝己中者、心自思惟、不應與戰。當與其物求滅鬪諍、三者若見逆王、多有士衆眷屬朋黨象馬車步四兵中勝、行法行王士衆量少、能以方便現大勇健難敵之相、令彼逆王生驚畏心以滅鬪諍、如是名簡於初時中思惟三種方便之用」大王當知、若以親友與物驚怖、如是三事、不能滅彼鬪諍事者、爾時復起三種思惟入陣鬪戰、何等三種、一者思惟、此返逆王、無慈悲心自殺衆生、餘人殺者亦不遮護、我今不令如此相殺、此是初心護諸衆生、二者思惟、當以方便降伏返逆生、士馬兵衆不與鬪戰、三者思惟、當以方便活繫縛、不作殺害、生此三種慈悲心已、然後莊嚴四種兵衆、分布士馬唱說號令、簡選、兵衆分作三品、於上品中有上中下、以上品中下、勇猛者列在於前、次列第二中品健者、次列上前最健兵馬分在兩廂、令少後步、衆不生畏心、行法行王處在軍中、與最上品象馬車步前猛健衆俱、如是入鬪、何以故有五經事、一者漸愧王、二者畏王、三者取王意、四者令衆背後無畏、五者令念報國王恩、如力如分、不生退轉、能勇戰鬪。大王當知、行法行王、設是方便入陣鬪戰、爾時雖復殺害衆生、而彼王得輕微少罪、非決定受懺悔能滅、何以故、彼法行王、爲欲入戰、先生三種慈悲心故、虽作此惡復罪輕微、非決定受、大王當知、後法行王、爲令衆生、爲護沙門護沙門法、爲護妻子族姓知識、能捨自身及資生物、作如是業、因此事故、彼法行王得無量福、大王當知、若爲國養活人民、與兵鬪戰、彼時國王、應當先發如上三心、護令主將一依王教、如是鬪有福無罪。

(11) 總ての宗教を研究した譯でもないが、筆者はこの點で

回教 (Islam) は特殊の地位をもっていると思う。

「イスラム」は「コーラン」を中心として總ての理論が構成されるといふ組織になつてゐるので、根本から研究しなければならず、筆者はそれをやつていないから斷言は出来ないが、回教學者の法律書を見ると、回教では佛教やキリスト教とは異なつた考え方を戦争に關してもつてゐるようである。例えば、

Majid Khadari (Bagdad), The Law of War & Peace in Islam, 1941

は回教徒は好戰的だとしてゐる。
なおこの點については、古くは

Haneberg, Das Muslimische Knechtsrecht, 1891

Jurie, The Islamic Theory of War, (Moslem World, XXX, 1940)

を見られよ。

(12) 茲では「キリスト」教徒として論じてゐるが、その起源は「ローマ」法によるものである。即ち西曆紀元五〇〇年以前「ローマ」が尙王政時代の頃から發達した Collegium Petitorium が發達した「ユリム」教の「戦争」(Bellum justum et pium) がその源である。

それが「ローマ」を中心とした「キリスト」教會に受け入れられたが、東「ローマ」帝國の「キリスト」教會——次で中世の所謂「オルドックス」教會ではこのローマ法の正しい戦争論は繼承されなかつた。それは「シヌチニヤヌス」の有名な Corpus Juris Civilis は Petiales の

(11) 佛教の戦争観

- とは或り入れられたところの判明なる。
- (13) 副「トマンズキ」の講義録たる『トマンズキ』
Cambes La Doctrine politique de Saint-Augustine
(Bordeaux, 1927)
- Kosters, Le Dort des gens chez Saint-Augustine.
(Rev. Dr. Int. 1933)
- (14) 副「トマンズキ」の講義録たる『トマンズキ』の第11
巻の註釋をなすもの。
「トマンズキ」の著者 Schilling, Das Völkerrecht nach
Thomas von Aquin. 1919 を參照せよ。
- (15) の註をなすもの。
Vanderpol, La Doctrine Scholastique de droit de
Guerre, 1919 を參照せよ。同書に於て「トマンズキ」
の註釋なるものも述べられてゐる。
- (16) 今世紀に入つたものの註釋なるもの。
Salvioli, Le Concept de la Guerre juste d'après les
ecrivains antérieurs à Grotius, 1918
Goyau, L'Eglise Catholique et le droit des Gens.
(Rec. des Cours de l'Academie de Dr. Int., La Haye,
1925)
- Regout, S. J. La doctrine de Guerre juste de Saint-
Augustine a Nos jours. 1934
Mgr. de Solages, La Theologie de la juste Guerre.
1947
- (17) の註をなすものは國法に關するの連の見解一般から
論じなければならぬもの。その中には本論文外のもの。
及び註釋をなすものも述べられてゐる。一應註釋をなす
もの。
1. Taracanzio, The Soviet Union & International Law,
1925
2. Lissitzyn, Recent Soviet Literature in International
Law, (America Slavic & East European Review;
1952)
3. Korovin, E. Kratkii kurs meznarodnovo Pravo, Mo-
skva, 1942
を參照せよ。
4. Jean-Yves Calvez, Dr. Int. et souveraineté en
URSS, Paris, 1953
の註釋を參照せよ。この第一巻は判明なる。
(次巻十)